

UR都市機構と基本協定を締結

～南花台団地における集約型団地再生事業を連携・協力して推進します～

河内長野市は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）と「南花台団地集約型団地再生事業に関するまちづくり基本協定」を下記のとおり締結しました。

【協定名】 南花台団地集約型団地再生事業に関するまちづくり基本協定

【締結までの経緯】

河内長野市では、UR都市機構や大阪府、関西大学などが参加し、平成27年度より、「スマートエイジング・シティ」モデル事業の取り組みの一環として、南花台団地の再生と活性化に向けた検討を進めています。

そのような中で、このたび、UR都市機構が南花台団地における集約型団地再生事業を実施することから、本事業の実施に先立ち、河内長野市とUR都市機構の間で、まちづくりに関する基本協定を締結することになりました。

【協定の締結日】 平成 28 年 12 月 26 日（月）

【協定の主な内容】

河内長野市とUR都市機構は、南花台の目指す将来像を共有し、南花台団地における集約型団地再生事業の実施に関し、下記について相互に連携・協力します。

- ・南花台団地における集約型団地再生事業に関する事項
- ・少子高齢化に対応したまちづくりに関する事項
- ・まちづくりに関する情報交換・情報共有、その他の連携協力など

【今後のスケジュール】

平成 29 年度～ 集約事業の実施（集約区域居住者の移転調整等、310 戸／2.7ha）
平成 32 年度以降 集約区域への地域活性化につながる新しい施設の設置を目指します

また、この協定締結に先駆けて、平成 28 年 12 月より、UR都市機構では、南花台団地において、家賃割引制度「近居割ワイド」を導入、展開しています。

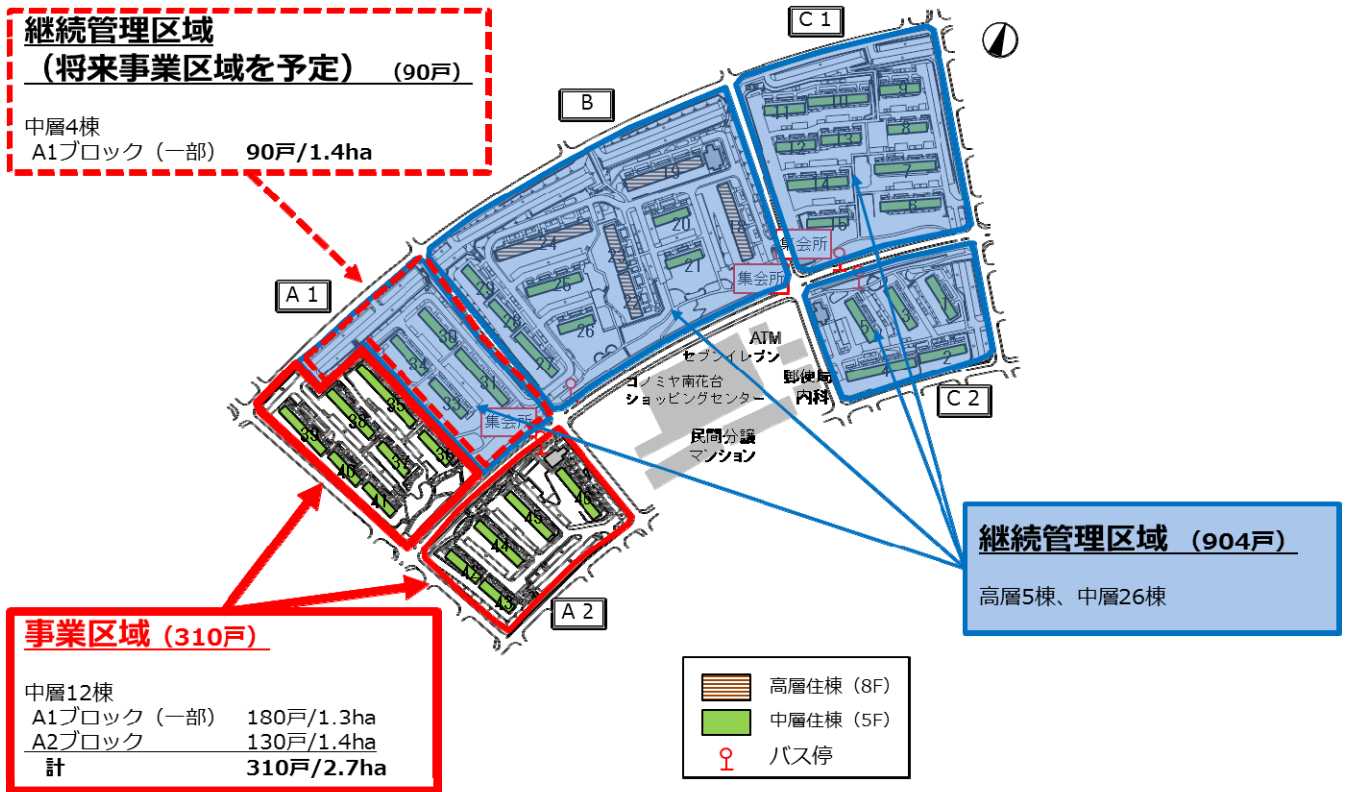
※「近居割ワイド」とは、子育て世帯や高齢者世帯等の支援を必要とする世帯と、それを支援する世帯の2世帯が、UR賃貸住宅と市内で近居をはじめた場合に、新しくUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を所得に応じて5年間最大20%割り引く制度です。

問い合わせ 河内長野市総合政策部政策企画課

☎0721-53-1111



【南花台団地域図】



【近居割WIDEとは】

URの2つのサービス ~新たに近居する方達へ

近居割
NEIGHBORS DISCOUNT

URどうしの近居ならOK!

同じ団地に二世帯が近居

半径2km以内の別の団地に二世帯が近居

半径2km以内の別の団地につきましては、各営業案内窓口までお問い合わせください。

近居割 WIDE
NEIGHBORS DISCOUNT

URとUR以外の近居でもOK!

近居割WIDEエリア内で二世帯が近居

新規入居するのは子世帯でも親世帯でもOK!